

第5回 会社法改正について

企画研究部商事法務検討委員会委員 守屋 裕介



前回に引き続き、最終回となる第5回目は、改正会社法及び関係法律の整備法の内容の「会社の登記に関する見直し」「取締役等の欠格事由の削除及びこれに伴う規律の整備」「印鑑の届出義務の廃止」について掲載をします。末尾に、施行日に関する説明も掲載しています。

1 会社の登記に関する見直し

(1) 新株予約権に関する登記

新株予約権に関する登記事項についての規律を改め、募集新株予約権について第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権の払込金額（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）を登記しなければならないものとされました。

(2) 会社の支店の所在地における登記の廃止

第930条から第932条までを削除するものとされました。

第930条第2項では、支店の所在地において、①商号、②本店の所在場所、③支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所の登記をしなければならないとされていました。これは、支店とだけ取引をする者が本店の所在場所を正確に把握していない場合があり得ることを前提に、支店の所在地を管轄する登記所において検索すればその本店を調査できるという仕組みを構築するものでした。しかし、インターネットの広く普及した現在では、会社の探索は一般に容易となっており、登記情報提供サービスにおいて、会社法人等番号（商業登記法第7条）を利用して会社の本店を探索することも可能となっていることを理由に、登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、会社の支店の所在地における登記を廃止することになりました。

2 取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備

成年被後見人等に係る取締役等の欠格条項である第331条第1項第2号を削除し、その上で、取締役等への就任の承諾と成年被後見人等が取締役等の資格でした行為の効力に係る次の規定を追加するものとされました。

なお、改正法の施行後においても、取締役等の地位にある者が、後見開始の審判を受けた場合には、委任の終了事由に該当するため退任することとなります。

①成年被後見人が取締役、監査役、執行役、清算人、設立時取締役又は設立時監査役（以下2において「取締役等」という。）に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意（後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意。以下①において同じ。）を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないものとする。この場合において、成年被後見人がした就任の承諾又は成年後見人が成年被後見人の同意を得ないで就任の承諾は、その効力を生じないものとする。

②被保佐人が取締役等に就任するには、その保佐人の同意を得なければならないものとする。この場合において、被保佐人が保佐人の同意を得ないで就任の承諾は、その効力を生じないものとする。

③①は、保佐人が民法第876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合について準用するものとする。

④成年被後見人又は被保佐人がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないものとする。

3 印鑑の届出義務の廃止

商業登記法第20条第1項には、「登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。」と規定されており、法人設立登記の申請の際は、会社代表者の印鑑を印鑑届出書に押印して登記所に提出する必要があるのが現状です。

会社の登記は、オンライン申請が可能ですが、印鑑届出書は、オンラインでの提出ができます、印鑑届出書を登記所に持参又は郵送により提出する必要があります。そのため、会社の設立登記の完全オンライン化を実現するには、印鑑届出の在り方を見直す必要がありました。

そこで、印鑑の届出義務が廃止されることとなりました。具体的には、改正法の施行後は、申請人の判断により、印鑑の届出又は商業登記電子証明書（以下「電子証明書」という。）の発行請求のいずれか、もしくは両方の届出等を行うことが選択できるようになります。

これに関連して、令和2年3月9日から、電子証明書の普及と利便性の向上を目的として、電子証明書の発行請求等を行う際に、印鑑カードの提示が不要となりました。また、電子証明書の有効期間内に商号変更等により当該証明書が失効した場合、利用者からの申請により、無料で残りの証明期間において変更後の登記事項を証明事項とする電子証明書の再発行ができるようになりました。

4 施行日について

改正会社法の施行日は、原則として公布の日から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。ただし、株主総会資料の電子提供措置の創設に関する改正（第1回掲載分）と、会社の支店の所在地における登記の廃止に関する改正（今回掲載分）につきましては、公布の日から3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

また、整備法による商業登記法における改正の施行日は、原則として関係する改正会社法の施行日と同じですが、印鑑の届出義務の廃止（今回掲載分）につきましては、公布の日から1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

いずれにつきましても、執筆段階では施行日に関する政令は制定されておりません。なお、会社法制の見直しに関する要綱で、登記情報提供サービスでの株式会社の代表者の住所を提供しないものとする必要がある旨の附帯決議がなされています。この実施時期については、改正会社法の施行日からが3年6月を超えない範囲内の適切な時期に実施することが予定されています。

非司法書士対策委員会からのお願い

- ① 登記申請の代理人欄には「司法書士」の顕名をお願いします。

非司調査（司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査）の際、司法書士からの申請であるのか不明確な場合があります。必ず記載をお願いします。

- ② 司法書士ではないものが司法書士業務を行っている疑いのある情報の提供をお願いします。

※なお、調査にあたっては司法書士法違反であることが明らかである書類の提供や関係者の事情聴取等が必要となりますので、予めご承知いただき、ご協力ください。

- ③ 司法書士以外の他士業が、後見開始の申立書等の裁判所提出書類の作成等を行っているのを見かけられた方は、情報の提供をお願いします。

※なお、調査にあたっては司法書士法違反であることが明らかである書類の提供や関係者の事情聴取等が必要となりますので、予めご承知いただき、ご協力ください。